

【京都大学 数理解析研究所 特定助教】

令和 6 年 11月18日

職 種	特定助教
募集人員	若干名
所属及び勤務場所	所属：京都大学数理解析研究所 勤務場所：京都大学数理解析研究所 (所在地：京都市左京区北白川追分町) (変更の範囲) 大学が在宅勤務を許可又は命じた場合は自宅等
職務内容	宇宙際タイヒミュラー理論を中心とする次世代幾何学の研究を推進すること。 (次世代幾何学国際センターコア研究ユニットに特任助教として配属される見込み)
資格等	博士号を有するか、下記の着任予定日に取得していること。 または、これに相当する学力を有すること。
雇用期間	令和7年4月1日以降できるだけ早い時期～令和8年3月31日 (雇用期間満了後、1年ごとの更新の可能性あり。最長、令和9年3月31日まで。契約の更新は、契約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、能力、従事している業務の進捗状況、本学の財務状況等を勘案して判断する。)
試用期間	あり(6か月)
勤務形態	・ 専門業務型裁量労働制(週38時間45分相当、1日7時間45分相当) 専門業務型裁量労働制を適用しない場合は、週5日8:30～17:15勤務(休憩12:00～13:00) 超過勤務を命じる場合あり ・ 休日：土・日曜日、祝日、年末年始および創立記念日
給与・手当等	本学支給基準に基づき、能力・経歴により決定(年俸制) (通勤手当、その他の諸手当、賞与、退職手当等の支給はなし)
社会保険	文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険および労災保険に加入
応募方法	E-mail提出を原則とする。以下の書類をPDFファイルとし、添付して送付すること。 (英文可。提出書類はA4判とする。) (1) 履歴書(所定の書式)を利用するか、指定された項目を持つものを作成すること (2) 研究業績リスト(所定の書式)を利用するか、指定された項目を持つものを作成すること (3) 主要論文のコピー (4) 研究の概要および今後の研究計画(あわせて3ページ程度。) (5) 研究内容の理解者3名の氏名・所属・連絡先((1)履歴書内に記入) (6) 理解者3名のうちからの推薦書、少なくとも1通。 推薦者から直接応募専用E-mailアドレスに送信するよう依頼すること。締切日厳守のこと。英文可。(やむを得ず郵送の場合は、推薦者自身が厳封した封書の形で、原則として同封して提出のこと。簡易書留等にて別送も可。) (7) 博士号未取得者の場合には、指導教員もしくはそれに代わる者の学位取得予定日を明記した文書。 送付先 応募専用E-mailアドレス：rims.jyokyo-application[at]mail2.adm.kyoto-u.ac.jp ([at]を@に変えてください) メールの件名に「特定助教応募」と明記のうえ送信すること。応募のメールに対し2日以内に応募専用アドレスから受信確認のメールを送ります。送信後2日経過しても確認のメールが届かない場合は、下記の間い合せ用E-mailアドレスにご連絡ください。 やむを得ず郵送にて応募する場合は、封筒に「特定助教応募書類在中」と朱記し、以下の宛先に簡易書留にて郵送のこと。 日本国外から送付の場合は、自身で配達状況の追跡可能な方法(例：EMS、DHL、Fedex等)を用いること。 宛先：〒606-8502京都市左京区北白川追分町 京都大学数理解析研究所総務掛

応募締切	令和6年12月19日（木）17時00分（日本時間）必着
選考方法	書類審査に加えて、面接審査を行う場合もあります。
問い合わせ先	〒606-8502京都市左京区北白川追分町 京都大学数理解析研究所総務掛 E-mail：rims.recruitment[at]mail2.adm.kyoto-u.ac.jp （[at] を@に変えてください） FAX:075-753-7272
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・提出していただいた書類は採用審査にのみに使用します。正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。なお、応募書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。 ・京都大学は男女共同参画を推進しています。女性研究者の積極的な応募を期待します。 ・本学における男女共同参画推進施策の一環として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）第8条の規定に基づき、選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用します。また、出産・育児等による休業期間がある場合は、その旨を履歴書に記載してください。当該休業期間中の業績については休業前後と同等の業績があったものとみなして審査を行います。 ・国籍を問わず、将来性のある研究者の応募を期待しています。 ・京都大学では、すべてのキャンパスにおいて屋内での喫煙を禁止し、屋外では喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。